

## 益田市有形文化財（美術工芸品）の指定について

12月20日に開催された定例教育委員会において、下記1件を新たに益田市有形文化財（美術工芸品－古文書）に指定することが議決されました。

今後、教育委員会告示をもって正式に市指定文化財となり、益田市指定文化財は107件（うち有形文化財（美術工芸品－古文書）は8件）となる予定です。

### 記

名 称	員数	所在地	所有者の住所及び氏名又は名称	備 考
おおうちまさひろしよじょう 大内政弘書状	1 通	益田市内	益田市内 個人蔵	詳細は裏面

## 1. 文化財の概要

### (1) 大内政弘書状

①所 在：益田市内

②所有者：益田市内 個人

③年 代：室町時代（文明2年・1470カ）5月20日

④特 徴：本文書は、中世の益田の領主であった益田家がかつて所蔵し、江戸時代にはその分家に伝わった「益田家文書」のうちの1点である。現在、「益田家文書」の大部分は東京大学史料編纂所に所蔵されており、把握される限り、益田市内に所在する唯一の「益田家文書」として貴重である。

また、従来は写や写真により、その内容が把握されていたものであるが、実物が発見されたことにより、より正確に内容を知ることが可能となり、応仁・文明の乱の際の益田貞兼の動向もより正確に知ることができる文書として価値が高い。

